

参 照 条 文 等

【暫定評価】

- 厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準
(平成 16 年 3 月 30 日改定 厚生労働省独立行政法人評価委員会)

3. 中期目標に係る業務の実績に関する評価

(3) 評価委員会における評価の具体的な実施方法

- ① 評価結果を次期中期目標策定等へ反映させる観点から、次の手順により中期目標期間最終年度において暫定評価を行うこととする。
 - 各法人は、中期目標最終年度の 6 月末までに中期目標期間の業務実績に関する暫定報告を提出する。
 - 暫定評価に当たっては、各部会において法人からヒアリングを実施し、本基準に基づき中期目標期間に係る一次評価を行った上で、総会において暫定評価を決定する。

【組織・業務全般の見直し】 ※スケジュール等は別添参照

- 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）（抄）
(中期目標の期間の終了時の検討)
第 35 条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。
- 2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

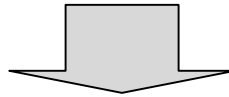
【最終評価】

- 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）（抄）
(中期目標に係る業務の実績に関する評価)
第 34 条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
- 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

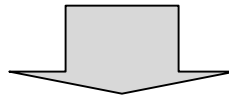
- 組織・業務全般の見直し対象法人
 - ・ 独立行政法人国立病院機構
 - ・ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構
 - ・ 独立行政法人労働者健康福祉機構
 - ・ 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

【組織・業務全般の見直しの今後のスケジュール】

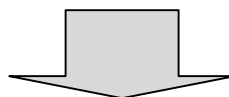
- ① 組織・業務全般の見直し当初案を厚生労働省が検討・作成



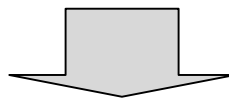
- ② 評価委員会で見直し当初案を審議（総会での審議：８月２８日）



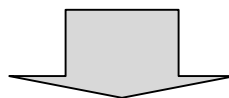
- ③ 概算要求提出期限（８月末）までに見直し当初案を政・独委に提出



- ④ 政・独委の審議後、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について（政・独委とりまとめ）」を踏まえ、厚生労働省が見直し当初案を再検討し、予算概算決定時までに「見直し案」を作成



- ⑤ 再検討した結果（見直し案）について評価委員会で審議（１２月）



- ⑥ 見直し案を政・独委へ提出、見直し案に沿って次期中期目標を厚生労働省が作成